

商標審査処理促進研究事業

令和4年度概算要求額 10.5億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 商標登録出願の増加による審査期間の長期化を解消する手段の一つとして、商標登録出願について、拒絶理由に関する調査を民間の調査者に行わせ、その調査結果を商標審査で活用することで、商標審査の期間に関する政府目標の達成及びその継続につなげ、さらに、将来の民間能力の活用方法に加え、限られた審査人員での更なる商標審査の処理向上策及び必要な審査体制構築のための研究調査を行うことを目的とします。
- 「商標における民間調査者の活用可能性実証事業」（平成31年度から令和3年度に実施）で確立された、審査・審判経験者等の指導の下に、庁が利用を許可する商標検索システムやインターネットを用いた拒絶理由の証左等の検索、収集を行う手法による調査を、本事業の委託事業者が実施し、その調査結果を「調査報告書」として納入します。特許庁は、「調査報告書」を迅速、的確な商標審査のために活用します。また、前記事業を通じて明らかとなった「調査対象案件の選定」、「オーダー型発注」といった審査官のニーズに対応する具体的な調査スキームを委託事業者が考案させ、その効果等を検証させ、「事業報告書」にまとめます。

成果目標

- 調査報告書のサンプリング調査による平均評価点85点以上
- 商標登録出願の一次審査通知までの平均期間6.5ヶ月の達成とその継続
- 調査報告書を年間32,000件作成

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国

委託契約

民間事業者等

事業イメージ

事業者

フィードバック

特許庁

調査報告書



審査処理促進

事業報告書

審査体制の検討

- 調査報告書を審査に利用して、審査処理促進を図るとともに、事業報告書により、中長期的に限られた審査人員での円滑な審査体制構築の検討を行います。
- 以下の①～②等の調査スキームの導入、効果の検証を予定しています。

① 調査対象案件の選定

- 審査効率化効果が高い案件（例：識別力が問題となる案件）が多く含まれる選定方法を導入し、その選定方法や効果を検証します。

② オーダー型発注の導入

- 未発注の案件の中で、審査官が調査を希望する案件（SAを含む）を対象に、審査官が必要と考えた調査範囲のみの調査を行い、その効率化効果等について検証します。

イメージ図

必要な範囲に絞った効率的な調査を依頼

商標の使用
の調査識別力
の調査公益的
拒絶理由
の調査私益的
拒絶理由
の調査